平成２７年（フ）第１６６号
現住所秘匿、前住所北海道帯広市西11条南30丁目４番地１　11条ハウス101
債務者　谷野　仁美（旧姓前田・佐藤）
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７０号
札幌市清田区北野３条３丁目２番45号　ラアヴニールＤ―202号
債務者　松崎　昇
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７１号
札幌市清田区北野３条３丁目２番45号　ラアヴニールＤ―202号
債務者　松崎由美子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２６６号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目２番２―401号
債務者　田中　美範
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９３号
札幌市豊平区美園５条４丁目３番19号
債務者　春名　經代
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１０号
札幌市手稲区西宮の沢５条１丁目15番17―105号
債務者　高橋　卓志
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７号
青森県十和田市東三番町30番11号　坂本荘６号、旧住所青森県十和田市元町西２丁目12番28号　エトワールＢ102
債務者　山田　臣嗣
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第１２号
青森県上北郡おいらせ町洋光台１丁目７番地７
債務者　小野里和彦
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第２２号
群馬県高崎市下中居町237番地１　ボヌールＫＩＭＵＲＡ．Ｃ―105号
債務者　中村　結子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第４７号
群馬県安中市原市1729番地７
債務者　竹花　靖子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第４９号
相模原市南区相模大野１丁目５番12号　ホープ三笠203
債務者　長谷川耕永
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５０号
相模原市中央区田名6295番地　田名団地２棟2034号
債務者　佐藤　正浩
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５２号
相模原市中央区千代田７丁目１番４号　谷本ハイツ101
債務者　夏目　道
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第５６１９号
大阪府守口市八雲北町２丁目７番４号
債務者　松川　幸枝
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３６号
大阪市城東区成育２丁目16番25―204号
債務者　駄愛帝ミュージックこと　濵田　大輔
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８８号
大阪市平野区瓜破７丁目４番11号、住民票上の住所大阪市平野区瓜破７丁目２番34号
債務者　初治　恵
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部